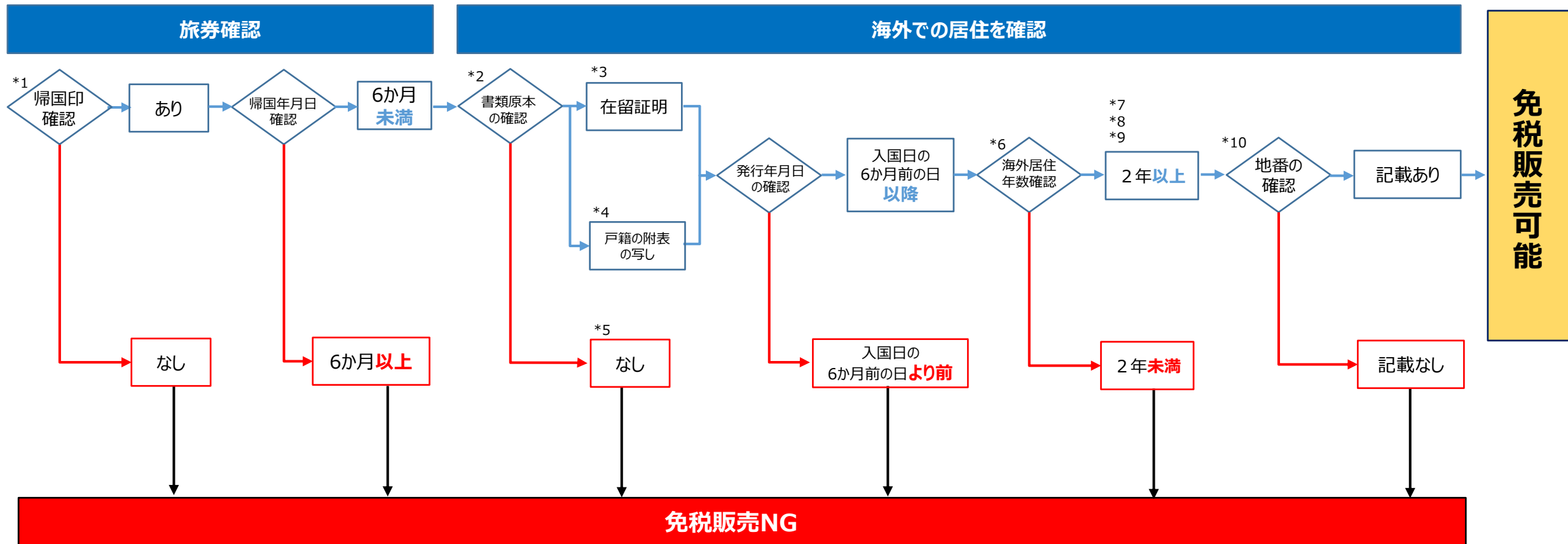


免税可否についてのフロー 日本人（日本国籍を有する者）

一般旅券の場合



*1 自動化ゲートで入国した際は、帰国印の押印はなく免税販売不可。
他国の出国印での免税販売は不可。

*2 書類は原本での確認が必要。スマホの写真やコピーでの提示では不可。

*3 在外公館で発行された書類に限る（台湾の場合は、日本台湾交流協会の発行する書類）

*4 戸籍の筆頭者以外も掲載されている者は免税販売は可能。

*5 例外なくその他書類での免税販売は不可。（グリーンカードや海外運転免許証等）

*6 「戸籍の付票の写し」は発行市町村により様式が異なる。「海外に住所を定めた日」「出国予定日」等で海外で居住を開始した日を判断。

*7 複数の外国間で引っ越しをした場合、在留証明には「直近の住所定めた日」のみ掲載されるため、それ以前の国での居住年数との合算は不可。

*8 同国内で引っ越しをした場合、在留証明様式2にて免税の可否を判断。

*9 いかなる理由においても、二年間の間に一度でも日本の住民登録があれば免税不可。

*10 地番の欄が、空欄や黒塗り、後から手書きで書かれたものは免税販売不可。